

島根県林業公社長期経営計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人島根県林業公社の策定する長期経営計画に対して学識経験者等からの提言を求め、島根県林業公社長期経営計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、10名以内の委員で構成し、林業関係者、学識経験者、自然環境保全関係者等の中から知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から1年以内とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

2 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、農林水産部林業課に置く。

2 委員会の審議に必要な事項等を調査検討するため、事務局に作業部会を設けることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年10月 3日から施行する。

この要綱は、平成20年 5月 7日から施行する。

この要綱は、平成25年 9月10日から施行する。